

総会

配布：一般

2014年8月4日

原文：英語

人権理事会

第27会期

議題項目2及び3

国連人権高等弁務官年次報告書及び高等弁務官事務所並びに事務総長報告書

発展の権利を含む、すべての人権、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の促進及び保護

人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015-2019）行動計画

国連人権高等弁務官事務所報告書

要旨

人権理事会決議 24/15 に従い、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、2014年第1四半期において、とりわけ、関連する国連文書、世界計画第1フェーズ（2005–2009）及び第2フェーズ（2010–2014）行動計画、並びに OHCHR 及びその他の国連が出版した資料に基づき、人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015–2019）行動計画案を作成した。

計画案は4月及び5月にレビューのため国家及び、国連教育科学文化機関（UNESCO）を含む関係政府間機関、国内人権機関、市民社会組織に提出された。7月4日現在、OHCHRには30通のコメント付きの回答が寄せられ、これらは最終文書、すなわち本報告書のII～Vにおいて考慮された。

目次

	頁
I. イントロダクション	3
A. 人権教育の背景と定義	3
B. 人権教育のための世界計画の目的.....	4
C. 人権教育活動の理念	5
II. 人権教育のための世界計画第 3 フェーズ（2015–2019）：最初の 2 つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画.....	5
A. 範囲	5
B. 個別目標	6
C. 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する行動.....	6
D. メディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進する行動.....	11
III. 国内実施のプロセス	19
実施のステップ	19
IV. 国内調整と評価	21
V. 国際協力と支援	22

I. イントロダクション

A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスをいっそう明確に示してきた。人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。
2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言（26条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（7条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（13条）、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（10条）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（10条）、児童の権利に関する条約（29条）、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（33条）、障害者の権利に関する条約（4条及び8条）、ウィーン宣言及び行動計画（第1部第33-34段落、第2部第78-82段落）、国際人口開発会議行動計画（第7.3段落及び第7.37段落）、ダーバン宣言及び行動計画（宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落）並びにダーバンレビュー会議の成果文書（第22段落及び第107段落）及び2005年に開催された世界サミットの成果文書（第131段落）を含む、多くの国際規約及び文書に盛り込まれている。
3. 2011年12月、国連総会は、人権教育及び研修に関する国連宣言を無投票で採択した。同宣言は、人権教育は、人々が自らの権利を享受及び行使すると共に、他者の権利を尊重し擁護できるよう、知識と技術を提供し、人々の姿勢及び言動を養うものであるとしている（第2条）。宣言では、国家、及び場合に応じて関係政府当局は、人権教育及び研修を促進し確保する第一義的な責任を負っており、市民社会組織及びその他の利害関係者が、これらのプロセスに関与するための、安全で可能な環境を創り出すべきであると明言している（第7条）。
4. 国際社会によって合意された人権教育の定義の諸要素が含まれている、これらの文書に従い、人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組みと定義され、以下が含まれる。
 - (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
 - (b) 人格及び尊厳の十分な発達。
 - (c) 全ての国民、先住民族及び少数者との多様性、ジェンダー平等及び友好への理解、寛容、及び尊重の促進。

- (d) すべての人々が、自由で民主的な法治社会に実際に参加することの実現。
 - (e) 平和の構築及び維持。
 - (f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。
5. 人権教育は以下の事項を含む。
- (a) 知識及び技術—人権及び人権の仕組みを学び、日常生活でそれらを実践的に用いる技術を身につける。
 - (b) 価値観、姿勢及び言動—人権尊重の価値観を進展させ、姿勢及び言動を強化する。
 - (c) 行動—人権を擁護し、促進する行動をとる。
6. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」(1988年—現在)、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995—2004)及び行動計画、「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001—2010)、「持続可能な開発のための教育の10年」(2005—2014)、「人権学習の国際年」(2008—2009)等、加盟国は、様々な具体的かつ国際的な行動枠組を採択した。とりわけ人権教育を推進するその他の枠組としては、「文化の和解のための国際10年」(2013—2022)、「万人のための教育」運動(2000—2015)、国連事務総長によるグローバル・エデュケーション・ファースト・イニシアチブ、ポスト2015年開発アジェンダ等がある。
7. 2004年12月10日、国連総会は、「人権教育のための世界計画」を宣言した。2005年1月1日から開始された世界計画は、あらゆる分野で人権教育計画の実施を促進することを目的としている。

B. 人権教育のための世界計画の目的

8. 人権教育のための世界計画の目的は、以下のとおりである。
- (a) 人権文化の発展を促進する。
 - (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
 - (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
 - (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集団的枠組を提供する。
 - (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
 - (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
 - (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

C. 人権教育活動の理念

9. 世界計画における教育活動は、以下のものである。
 - (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに発展の権利を含む、人権の相互依存性、相互関連性、不可分性及び普遍性を促進する。
 - (b) 多様性の尊重及び認識、並びに人種、性別、ジェンダー、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的又は社会的出自、障害、性的指向及びその他に基づく差別への反対を促進する。
 - (c) 人権の基準に一致した対応及び解決につながるものとして、政治、社会、経済、技術、環境分野における目まぐるしい発展を踏まえた、貧困、暴力紛争、差別を含む慢性的な及び新たに発生する人権問題の分析を奨励する。
 - (d) 自らの人権の権利部分を特定し、効果的に要請を行えるよう、コミュニティ及び個人を強化する。
 - (e) 義務履行者、特に政府官僚が、管轄下にある人々の人権を尊重し、保護し、履行する義務を果たす能力を開発する。
 - (f) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
 - (g) 地方、国家、地域の及び国際的な人権文書及び人権保護のメカニズムの知識、及びそれらを利用する技術の習得を促進する。
 - (h) 人権を推進する行動のための知識、批判的分析及び技術を含み、又、学習者の年齢及び文化特性を考慮した、参加型の教育法を活用する。
 - (i) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導・学習環境を促進する。
 - (j) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に、学習者を参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

II. 人権教育のための世界計画第 3 フェーズ (2015–2019) : 最初の 2 つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画

A. 範囲

10. 世界計画第 1 フェーズ (2005–2009) は、初等中等教育への人権教育の統合に専念していた。その実施のための行動計画 (A/59/525/Rev.1) は、2005 年 7 月に国連総会において採択された。

11. 世界計画第 2 フェーズ（2010–2014）は、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊のための人権研修に焦点をあてていた。その実施のための行動計画（A/HRC/15/28）は、2010 年 9 月に人権理事会において採択された。
12. 決議 24/15 において、理事会は、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対し、最初の 2 つのフェーズの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進に専念する、世界計画の第 3 フェーズ（2015-2019）のためのこの行動計画を作成するよう要請した。

B. 個別目標

13. 人権教育のための世界計画の全体的な目的に鑑み（上記セクション I.B 参照）、この行動計画は以下の個別目標の達成を目的とする。
 - (a) 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する。
 - (b) メディア専門家及びジャーナリストに関して、
 - (i) 人権の促進及び保護における役割を強調する。
 - (ii) メディア専門家及びジャーナリスト向けの効果的な人権研修プログラム作成に関する指針を提供する。
 - (iii) 関連する持続可能な戦略の作成、採択及び実施を支援する。
 - (iv) メディア専門家及びジャーナリストの保護及び安全を保証する実現環境の重要性を強調する。
 - (v) 地方的、国家的、地域的、及び国際的な組織によるメディア専門家及びジャーナリストの人権研修に対する支援を促進する。
 - (vi) 地方、国家、地域の及び国際的な政府機関及び非政府機関・組織間のネットワーク構築及び協力を支援する。

C. 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する行動

1. 戦略

14. 本セクションでは、世界計画の第 1 及び第 2 フェーズで強調された対象分野における人権教育の実施を強化する戦略について検討する。対象分野とは初等中等教育、高等教育、教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊である。人権理事会が決議 24/15 で示した戦略は、以下のとおりである。

実施を促進し成果を統合する

15. 世界計画の最初の 2 つのフェーズで始められた取組みを促進し統合するには、最初の 2 つのフェーズで行われた計画策定、調整、実施、評価の各プロセス及び関連する国内実施計画を評価する必要がある。セクション III では、そうした分析をどのように行うかに関する指針を提供しており、進捗状況を判断するために、その分析は最初の 2 つのフェーズで収集された基本データと比較することが可能である。
16. 分析結果に応じて、現在の取組みを促進し統合するための戦略を開発し、世界計画第 3 フェーズの実行計画に組み込むことができる。これには以下に関する戦略が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - (a) 新たな又は改訂された法律及び政策。
 - (b) 研修カリキュラム等の様々な人権教育の要素と、指導及び学習の内容、実践及び政策との一貫性の強化。
 - (c) カリキュラム及び関連する研修における人権教育の拡大。
 - (d) 従来の人権教育プログラム作成の質及び効果の改善。
 - (e) 人的支援及び財政支援の増加。
 - (f) 人権教育の取組みに関する効果的かつ包括的なモニタリング及び査定プロセスの整備。これは適切な指標及びデータ収集のメカニズムに依存し、又、プログラム作成において進められている改善のための情報を提供するものである。
 - (g) 人権教育の取組みと、例えば多様性の尊重、平和の文化及び非暴力、市民教育、グローバル教育及び市民権教育を促進する取組み等、他の関連する取組みとの一貫性の強化。
 - (h) 上記の課題を達成することによって実現する質の高い持続的な人権教育及び研修。
17. 実施を促進し成果を統合するための戦略は、引き続き、以下のとおり、教育及び学習への人権に基づくアプローチを取り入れる必要がある。
 - (a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。
 - (b) 「教育における人権」：学習・就労環境において、全ての関係者の人権及び権利の実践が尊重されることを確保する。

公的及び非公的の教育・研修の教育者、特に児童や青少年を指導する教育者に、人権教育及び研修を提供する

18. 世界計画の第1フェーズ、第2フェーズでは共に、教育者のための人権教育及び研修の重要性が強調された。教育者とは、公的・私的・非公的な教育活動を計画、開発、実施、評価する人々を指す¹。第1、第2フェーズの行動計画では、教師、高等教育の指導者及びその他の教育関係者は、その職業的責任の遂行及びロールモデルとしての機能の両方において、人権の価値・技術・態度・動機・実践を伝達する主な役割及び責任を担っているという事実が強調された。従って、これらの専門家グループへの人権教育は、彼らの人権に関する知識、コミットメント及び動機を高めることを目的としており、公的教育制度における人権教育プログラム作成の重要な戦略となっている。この重要な戦略は、その他の場面で教育者の機能を果たす人々、特に非就学の児童及び青少年並びに親を指導する人々にもあてはまると類推される。
19. 教育者の人権教育・研修の戦略には、包括的な人権研修政策の採用、人権及び人権教育の原則及び基準の、研修カリキュラムへの導入、適切な方法論及び査定方法の使用及び強化、関連する資源の開発が含まれるだろう。
20. 教育者向けの包括的な人権研修政策の採用には、以下の要素が含まれる。
 - (a) 知識を伝え、人権を促進・保護する技術、姿勢及び言動を培う強化プロセスとして、国際的に合意された人権教育及び研修の定義の明確化及び採用。
 - (b) 個々の文化、教育及び経験に合わせて、かつ研修ニーズの査定に基づいて、すべての教育者が受けられる着任前及び着任中の研修。
 - (c) 研修指導者、特に着任前及び着任中の研修を行う人々の研修。こうした指導者には、資格を有する、熟練した人権教育従事者があたるべきであり、又、学習者の多様性が反映されるべきである。
 - (d) 教育関係者の資格、認定、及びキャリア向上の基準としての人権教育の認識。
 - (e) 人権教育の研修活動を行う NGO 及びその他の市民社会セクターの承認、認定及び支援。
 - (f) 研修プログラム及びその実施を評価する基準の改善。
 - (g) 人権学習は、人権が実践されている場合にのみ効果的に行われうることに鑑み、教育者のためにそれを可能にする学習・就労環境を整備するという課題への取り組み。
21. 教育者のための人権研修カリキュラムには、以下の要素を含めるべきである。
 - (a) 人権及び人権教育に関する知識、技術、姿勢、及び言動を網羅した学習目的。

¹ 第2フェーズ行動計画 (A/HRC/15/28) 第14段落参照。一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは成人教育や、地域的あるいは課外活動といった「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とは NGO の実施によるもの等、教育システムの外部で展開される活動を意味する (第1フェーズ行動計画別添、脚注3)。

- (b) 人権の原則及び基準、並びに教育者が活動しているコミュニティ内外で実施されている保護メカニズム。
 - (c) 教育者と学習者が暮らしているコミュニティにおいて、セキュリティ問題を含む人権問題に対処する際のそれぞれの権利及び寄与。
 - (d) セクション I.C で示した人権教育活動の理念。
 - (e) 参加型・学習者中心で、経験と行動を重視し、かつ文化的配慮を加えた、人権教育の適切な方法論。
 - (f) 民主的で人権の原則に沿った教育者のソーシャル・スキル及びリーダーシップ・スタイル。
 - (g) 情報通信技術を含む、既存の人権教育の指導・学習資源に関する情報。それらを検討し選択する能力を構築し、新たな資源を開発するためのもの。
 - (h) 公的、非公的の両方において、定期的に行われ、やる気を起こさせるような、学習者の査定。
22. 教育者を研修する場合の研修方法は、参加型・学習者中心で、経験と行動を重視したアプローチを含み、人権に敏感になり行動を起こすことにつながる動機、自尊心、情緒的発達といったものに働きかける必要がある。評価は、研修プロセス全体を通して導入されるべきである²。

関連する研究及びマッピングを行い、良い実践例及び学んだ教訓を共有し、すべての関係主体の間で情報を共有する

23. 既存の教材、プログラム及び方法論に関する研究、及び関連する結果の評価を実施又は拡大すべきである。集めた情報は、その後のプログラム作成を改善し、促すために、定期的に共有されるべきである。
24. 教育及び研修の資源及び教材、学んだ教訓及び方法論的に健全な実践の例は、地方及び全国で、さらに国際的に共有されるべきである。普及経路としては、電子的経路及びオンライン経路、リソースセンター、データベース、及び集会の開催等がある。

良い実践例に基づいており、継続的な評価によって査定された健全な教育方法を適用し、強化する

25. 健全な方法は、教育の取組みが成功するか失敗するかを鍵となる。効果的な人権教育は、参加型で経験に基づいており、学習者中心、行動重視で、文化的背景を考慮したものである。

² OHCHR「人権研修：人権研修方法論のマニュアル」(HR/P/PT/6) (ニューヨーク及びジュネーブ、国際連合、2000年)、OHCHR及びEquitas - 人権教育国際センター「人権研修を評価する：人権教育者のためのハンドブック」(HR/P/PT/18) (モントリオール、Equitas、2011年)

26. 評価は、あらゆる人権教育・研修活動に不可欠な要素である。人権教育において評価とは、効果、すなわち人権尊重の強化へとつながる学習者及びその組織並びにコミュニティのレベルでの変化の程度に関する情報を収集することを目的とした組織的な作業であり、教育活動に合理的に結び付けることができる。評価は、あらゆる人権教育プログラムで現在進められている改善のプロセスであり、その有効性を高める方法の決定を支援するものである。例えば、人権研修コースの評価は、最後に参加者にアンケートへの記入を求めればよいということではない。研修計画策定の段階から、徹底的なニーズの評価に始まり、研修コース自体が終了した後も続けられる必要がある³。

関係者間の対話、協力及びネットワーク作り、情報共有を強化する

27. 人権教育には、各種政府機関、国内人権機関、及び市民社会組織同士及びそれらの間の密接な協力及びパートナーシップが必要である。これは人権教育関係者を結び付けることを目的とした様々な行動によって強化することができる。すなわち意識向上キャンペーン、全国及び地域の集会、「実践コミュニティ」、ニュースレター、ウェブサイト及びオンライン・ディスカッション・グループ等のその他の電子プラットフォームのほか、知識や教訓、良い実践例を相互に共有することを目的としたスタッフ交流等である。持続的な学術交流を促進するために、専門家グループや雑誌の刊行を制度化することも考えられる。

学校・研修カリキュラムへの人権教育・研修への統合を推進する

28. 学校のカリキュラムに人権教育を組み込むための戦略は、世界計画第1フェーズの行動計画別添に示されている（第5段落(e)）。第3フェーズでは、この分野の進捗状況に応じて、以下における人権教育の位置付けを強化するため、さらなる取組みが必要だろう。
- (a) 全般的な国のカリキュラム及び教育基準。
 - (b) すべてのカリキュラム科目。人権教育を教科ごとにかつ／又は科目横断的に扱うか、必修とするか選択とするかを確認することを含む。
 - (c) 指導・学習プロセス。
 - (d) 教科書及び指導・学習教材。
 - (e) 学習環境。
 - (f) 職業教育・訓練。
29. 教育者、公務員、法執行者及び軍隊の研修カリキュラムに人権教育を組み込むための戦略は、世界計画第2フェーズの行動計画に示されている（第33段落(a)）。第3フェーズ

³ OHCHR/Equitas 「人権研修を評価する」 参照。

では、この分野の進捗状況に応じて、以下における人権教育の位置付けを強化するため、さらなる取組みが必要だろう。

- (a) 研修基準。
- (b) すべてのカリキュラム科目。人権教育を教科ごとにかつ／又は科目横断的に扱うか、必修とするか選択とするかを確認することを含む。
- (c) 指導・学習プロセス。
- (d) 指導・学習教材。
- (e) 全般的な学習・就労環境。

2. 主体

30. 第 3 フェーズで人権教育の実施を促進する主な責任を担う主体は、以下のとおりである。
- (a) 初等中等教育に関しては、教育省又はそれに相当する機関。
 - (b) 高等教育に関しては、教育省又は高等教育省あるいはそれに相当する機関、並びに高等教育機関及び関連研修単科大学。各機関の自治の程度に応じて様々なレベルの責任を負う。
 - (c) 公務員、法執行者、及び軍隊の研修に関しては、公務員・法執行者・軍隊に責任のある省庁。個々の国の組織配置によるが、総務省、内務省、法務省、防衛省等が考えられる。
31. すべての主体は、財務省等の他の関係政府省庁及び地方政府と連携し、かつ国内人権機関及び市民社会組織と緊密に協力すべきである。世界計画の最初の 2 つのフェーズで対象とされた各分野において関与すべき具体的な主体は、第 1 フェーズ行動計画（セクション D 第 28–30 段落）及び第 2 フェーズ行動計画（セクション C.3 第 34–36 段落及びセクション D.3 第 46–48 段落）にそれぞれ列挙されている。

D. メディア専門家及びジャーナリストの人権研修を促進する行動

1. 背景

32. 人権委員会は、ジャーナリズムを「職業的な専任記者及びアナリスト、並びに、印刷物、インターネット又はそれ以外で自己出版／発信の形態を取るブロガー及びその他の者を含む、様々な関係者によって共有される機能」と定義した⁴。国連総会によると、「ジャーナリズムは進化を続けており、意見及び表現の自由を行使して、オンライン又はオフラインで、あらゆる種類の情報及びアイデアを求め、受け取り、伝えるメディア

⁴ 第 19 条に関する人権理事会の一般意見 No.34 (2011 年)「意見及び表現の自由」第 44 段落参照。

組織、個人及び様々な組織からのインプットを含むようになってきている」⁵。これには、伝統的な手段によって、あるいはインターネット及びインターネット通信技術又はソーシャルメディアを通じて共有され、公共又は民間の報道機関、及び報道機関に正式に雇用されずにジャーナリズムの活動に従事する個人によって広められる情報が含まれる。

33. この行動計画の目的上、「メディア専門家」とは、報道機関の業務を支える個人を指し、記者及びアナリストのほか、技術者や管理者といった他のスタッフも含まれる。「ジャーナリスト」とは、上記第 32 段落で定義されたジャーナリズムの資料を相当量制作するメディア従事者及びソーシャルメディア・プロデューサーを指す。
34. メディア専門家及びジャーナリストの人権教育に関して、この行動計画では、以下を含む人権に関する国際規約及び文書で定められた原則及び枠組みを用いている。すなわち、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約および第 19 条に関する人権委員会の一般意見 No.34(2011)「意見および表現の自由」、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、ウィーン宣言及び行動計画、障害者の権利に関する条約、先住民族の権利に関する国連宣言、人権教育及び研修に関する国連宣言、平和及び国際理解の強化、人権の促進並びに人権差別主義、アパルトヘイト及び戦争の扇動への対抗に関するマスメディアの貢献についての基本的原則に関する宣言（以下、「ユネスコ宣言」）、大衆の文化生活への参加及び寄与を促進するユネスコ勧告、及び他のユネスコ文書。この行動計画は又、総会及び人権理事会の関連する決議の多くに依拠している。意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者も、テーマ別又は国別の定期的な報告書を作成しており、その中には関連する人権基準の分析及び解釈が含まれている。国連システム以外では、地域文書や地域メカニズムも関連する指針を提供している。
35. 総合すると、国際規約及び文書は、国連加盟国が強調したジャーナリズムに関連するいくつかの問題に焦点をあてている。最初の問題は、民主主義社会において、とりわけ人権、平和、民主主義及び開発の促進にメディアが果たす役割である。市民的及び政治的権利に関する国際規約（第 19 条）に定められているとおり、あらゆるメディアを通じて情報を求め、受け取り、伝える自由を含む、表現の自由は、人権の促進及び保護にとって必要不可欠である、参加、透明性及び説明責任を実現する上で必要な条件であり、又、自由に検閲及び妨害されないプレス又はその他のメディアは、あらゆる社会において表現の自由を確保するために必要不可欠である⁶。児童の権利に関する条約では、マスメディアが、少数者又は先住民族コミュニティに属する児童の言語上の必要性に十分配慮しながら、児童に社会的・文化的利益をもたらす情報及び資料を普及させる役割および責任が強調されている（第 17 条）。ユネスコ宣言は、マスメディアが人権教育、特に青少年の人権教育において必要不可欠な役割を担っており、「特に偏見および

⁵ 総会決議 68/163 前文第 9 段落

⁶ 人権委員会の一般意見 No. 34 第 3、13 段落参照。

無知によって生じる侵略戦争、人種差別、アパルトヘイト及びその他の人権侵害」の阻止に効果的に貢献することができるとしている（第 III 条(2)）。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約では、教育、指導、文化及び情報の各分野における効果的な措置によって、人種差別につながる偏見と闘うことができると認識されている（第 7 条）。

36. 国連加盟国は又、文化的権利の実現における様々なメディアの役割を認めている。大衆の文化生活への参加及び寄与を促進するユネスコ勧告は、マスメディアについて、一つには伝統的文化形態の保存及び普及に果たす役割ゆえの、又、「集団的伝達のための媒体となり、かつ、人々の直接の参加を促進することによる」、「文化向上の手段」としての役割を明記している。先住民族の権利に関する国連宣言は、先住民族が独自のメディアを自身の言語で設立する権利を認めている。国営メディアは先住民族の文化的多様性を正当に反映すべきであり、国家は、民間のメディアがそれを十分に反映することを奨励すべきである（第 16 条）。
37. 国連文書は、メディア専門家及びジャーナリストが、その機能を果たす際に、人権を尊重する責任についても明記している。国際人権法は、表現の自由の行使は、特別な義務及び責任を伴うものであり、例えば、セキュリティ及び名誉棄損を理由として、合法性、必要性及び公正さに関する厳格な検査を受けて、あるいはプライバシーの権利やヘイトスピーチの禁止といった他の基準との関連において、一定の制限を受ける場合があることを認めている。その他のメカニズムとしては、人権委員会が、これらの問題について、広範囲な法理論と信頼できる指針を提供している。
38. 国際社会にとっての主な懸念事項は、ジャーナリストの保護及び安全の問題である。超法規的、即決、恣意的処刑に関する特別報告者、及び意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者は共に、ジャーナリストが仕事をする際に、例えば路上での抗議やデモを取材したり、人権侵害等の政治的に慎重な扱いが求められる問題を報じたりする場合に直面する困難に特に言及してきた。人権擁護者の状況に関する特別報告者も、ジャーナリスト及びメディア従事者を含め、危険にさらされている擁護者グループをいくつか選び、それらに関連した分析及び勧告を行っている。安全保障理事会は、世界各地で発生している、武力紛争におけるジャーナリスト、メディア専門家および関連要員に対する暴力行為及び攻撃に対して深い懸念を表明し、非難してきた。安全保障理事会、国連総会、及び人権理事会は、数々の決議においてジャーナリストに対する暴力を非難し、加盟国に対して彼らの保護を確実に言い、不処罰を終わらせ、責任者を訴追するよう求めてきた。紛争地域においてジャーナリスト及びメディア専門家は、国際人道法上、特別な保護を受けるのである⁷。

⁷ 意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者の報告書（A/HRC/14/23）参照。

2. 戦略

39. 前述のとおり、メディア専門家及びジャーナリストは、人権の促進及び保護において根本的な役割を果たす。効果的な人権教育は、彼らの人権に関する知識、コミットメント及び動機を高める。人権の原則は、彼らの職務の遂行及び報道機関の業務に不可欠な指針を提供するが、これは、情報へのアクセス、表現の自由、及び安全が確保される環境でのみ実行可能である。
40. すべてのジャーナリストは、人権研修の機会を平等に与えられるべきである。人権に関する内容及び価値観は、状況による特異性を強調したうえで、公的研修、及び／又は認証に組み込まれるべきであり、又、継続的な専門能力向上の機会を通じて提供されるべきである。すべてのジャーナリストが、人権に関する基本的な知識を身に付けておくのは当然だが、人権報道に関するもの等、専門的なコースも彼らに提供すべきである。
41. メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の包括的なアプローチには、以下の3つの分野の行動が含まれる。

政策及び関係する実施手段

42. 研修が、職務の遂行に望ましい効果を与えるためのものであるならば、それは研修だけでなくその職業の仕事全般に適用される、政策及び規則によって明確に裏付けられ、それらと結び付いていなければならない。そのために、メディア専門家及びジャーナリストに関しては、以下の戦略を採用することが考えられるだろう。
- (a) 既存の教育・研修政策を見直し、人権研修が確実に組み込まれるようにする。
- (b) メディア専門家のための人権研修を強化する政策を採用する。これには以下の政策が含まれる。
- (i) 公的教育機関、並びに職務中のジャーナリストのためのオンライン及び／又はコミュニティベースの教育に、人権カリキュラムを含めることによる、着任前及び着任中のメディア専門家の研修。対象には編集者及び報道機関の意思決定を行う立場にあるその他の者も含まれる。
- (ii) 資格、指導、キャリア開発の基準としての人権教育。
- (iii) 人権研修活動を実施する市民社会組織、とりわけメディア協会の認定及び支援。
- (iv) 人権研修プログラムの評価のための基準及びメカニズム。
- (c) メディア専門家のコミュニティ内でできるだけ広く効果が及ぶようにするため、特に脆弱な状況にあるグループに関する問題を扱うのに適した者を選定することを重視して、メディア専門家及びジャーナリストを、知識と技術を同業者に伝えること

ができる指導者として研修する。指導者研修プログラムは、パラ 44 において後述する、研修方法論のセッションや研修教材及び研修会の策定を含むべきである。

- (d) メディア専門家及びジャーナリスト、特に脆弱な状況にあるグループ出身の者に対し、人権研修プログラムへの自発的な参加を奨励するインセンティブを導入し、彼らの話を幅広い対象者に伝える。
- (e) 行動規範等の自主規制の枠組みの導入、及び、特に研修の問題及び基準について審議するメディア協議会等の機関の設立を支援する。
- (f) メディア及びジャーナリストの仕事に関する規制を再検討し、それらが人権基準と矛盾しておらず、この職業の人権に対する貢献を促進するものであることを確認する。

研修プロセス、ツール

43. メディア専門家及びジャーナリストのための人権教育カリキュラムに含まれるモジュールとしては、以下が考えられる。

- (a) 人権の基本概論。以下の情報を含む。
 - (i) 人権の促進及び保護におけるメディア専門家及びジャーナリストの役割。
 - (ii) 国際的な、及び地域、国家の人権文書及び基準。脆弱な状況にあるグループを保護するものを含む。
 - (iii) 国内人権機関等、人権を促進し保護する責任がある国際的、地域的な及び国家の政府機関及びその他の機関。
 - (iv) 国際、地域、国家レベルの人権擁護者及び市民社会組織。
- (b) メディア専門家及びジャーナリストの人権。以下の情報を含む。
 - (i) メディア専門家及びジャーナリストの表現の自由及び安全に関する国際的、地域的及び国内文書及び基準。
 - (ii) メディア専門家及びジャーナリストの表現の自由及び安全に関する国際的、地域的及び国内メカニズム及び手続き。
- (c) ジャーナリズムの実践における人権の尊重。以下を含む。
 - (i) ジャーナリズムにおける人権原則。平等及び非差別、尊厳の尊重、参加、透明性、説明責任等を含む。
 - (ii) 表現の自由の正当な制限に関する国際的、地域的及び国内的な人権文書及び基準。
 - (iii) ジェンダーへの配慮。

- (iv) バランスのとれたアプローチを確保するための多様な情報源の活用を含む、代表的ソーシング。
 - (v) 人権の問題、懸念及び侵害に関する情報の収集及び共有、並びに報道に関連する人権原則、特に「危害を与えない」原則、情報源及び侵害の被害者及び目撃者の守秘及び保護。
 - (vi) 脆弱な状況にある可能性があり、かつ／又はトラウマを経験している個人の扱い及びインタビューに関する人権基準及び関連技術。彼らの尊厳、プライバシー及び安全の尊重、並びに個人が特定できる情報を公開する前にインフォームド・コンセントが得られていることを確保する方法を含む。
 - (vii) ジャーナリスト活動における「フィクサー」、特約記者、フリーランサー、通訳、助手の利用に関する人権基準及び関連技術。彼らの安全確保を含む。
 - (viii) 極秘データの保護方法を含む、情報源及び内部告発者の保護に関する人権問題。
- (d) メディア専門家及びジャーナリストによる人権の促進。特に「固定概念及び暴力と闘い、多様性の尊重を強化し、寛容、文化間・宗教間の対話及び社会的包摂を促進し、あらゆる人権の普遍性、不可分性および相互関連性に対する一般の人々の意識を高めることを目的とした、平等および非差別」に関して、人権の保護及び促進に関する寄与及び影響を基準とした記事の選択及び評価を扱う⁸。
- (e) 有用な資源。以下を含む。
- (i) 上記のモジュールに関連する人権研修のための既存の資源に関する情報。指導者がそれらを検討して選択し、新規に開発する能力を構築するため。
 - (ii) ハンドブック、ガイド、ガイドライン、オンライン・プラットフォーム、人権用語集等、独学のための資料に関する情報。
44. 方法論的視点から、メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修プログラム及びコースの有効性を確保する戦略には、以下が含まれる⁹。
- (a) 対象者の特異性：研修は、メディア専門家を直接対象とし、彼らに適切に向けられなければならない。研修参加者の職業上の義務、経験、期待、個人的背景及び願望、並びに参加者の人権知識及び技術の分析を行い、研修後に望まれる参加者の知識、姿勢、行動、技術の変化を含め、具体的な学習目的を設定し、評価戦略、特に、学習目的の達成をいかに評定するかを設定し、実施すべきその他の活動の査定を行うために、協議による研修ニーズの評価を行うべきである。

⁸ 人権理事会決議 24/15 第 3 段落

⁹ OHCHR 「人権研修—人権研修方法論のマニュアル」参照。

- (b) 仲間同士による学習：先生と学生という研修モデルではなく、ジャーナリストが同業の仲間から研修を受けるというアプローチによって、より多くのことを達成することができる。このアプローチでは、指導者は、専門家である対象者をとりまく独特の職業的文化に確実にアクセスできる。同時に、指導者は、オンラインやマルチメディアを含む様々なメディアを使用するジャーナリスト、様々なグループに属するジャーナリストというように、学習者の多様性を反映すべきである。研修プロセスにおいて人権基準が完全にかつ一貫して反映されるように、メディア実務者である指導者には、人権専門家が同行し補助すべきである。
 - (c) 成人学習の方法論、特に、人権の認識及び人権を保護・促進する行動につながる動機、自尊心、情緒的発達に働きかける、参加型及び学習者中心のアプローチ。
 - (d) 研修中の報道機関の創設／利用や、参考用としての良い報道例及び不適切な報道例の使用等、ジャーナリストの研修に特有の経験的方法。
45. オンラインツールを含む教育・研修資源及び教材は、上述した方法論的原則を反映したものでなければならない。それらは、方法論的に健全な研修の実践例及び得られた教訓と共に、地方、国、地域で、及び国際的に共有されるべきである。普及経路としては、電子的経路、リソースセンター、データベース、集会の開催、その他の手段がある。
46. 研究及び評価の実施及び結果の共有は、実践と経験による学習に寄与するものであり、又、人権研修プログラム作成の改善を支援することになるだろう。
47. メディア専門家の中で、国際的な研修活動及び交流が促進される可能性もある。

実現環境

48. 人権学習は、人権が実践されている実現環境においてのみ可能である。従って、メディア専門家及びジャーナリストが、安全かつ効果的に、専門家としての役割を遂行できるよう確保することが、何よりも重要である。
49. その点に関して、以下の戦略の実施が考えられるだろう。
- (a) 情報の自由を確保し、表現及び意見の自由を保護する法律及び政策を制定し、実施する。
 - (b) ヘイトスピーチ及び嫌悪の扇動を阻止する法律及び執行機構を整備する。
 - (c) 公務員、とりわけ軍隊及び法執行者に対し、情報の自由、透明性、内部告発者及び報道情報源の保護、並びに、武力紛争を含むあらゆる状況におけるジャーナリストの保護に関する人権基準について、研修を行う。
 - (d) 資格のあるジャーナリストに対し、指導的な及び管理者の地位に就くことへの金銭的・組織的インセンティブを提供することによって、疎外されたグループ及び少数

者グループがジャーナリズムの世界に入ることができるようにし、又、定着するようになる方策を策定する。

- (e) コミュニティ放送局及び公共放送局が利用できるインフラ及び人材への資金援助を行い、とりわけ農村地域、少数者、及び先住民族に放送が確実に届くようにする。
- (f) ジャーナリズムにおける人権の達成に対する認識及び賞賛を促すため、コンテスト、表彰、奨学金、賞等を設ける。

3. 主体

50. メディア専門家及びジャーナリストのための適切な人権教育戦略及び活動を策定し、実行する責任は、研修システムが複雑で、状況も様々であるため、以下のような多くの主体が共有する。
 - (a) 学部又は大学院に相当する機関又は大学、並びに人権機関、及び人権教育に関するユネスコチェア。
 - (b) メディア専門家及びジャーナリストの組合、専門家組織、認定組織。
 - (c) 公共及び民間のメディア企業及びその幹部、特に会社取締役及び編集主幹。
 - (d) 人権及びその他の議会委員会、諮問グループ等の関係立法機関。
 - (e) オンブズパーソン、人権委員会等の国内人権機関。
 - (f) 全国的、地域的、国際的なメディアネットワーク。
 - (g) ジャーナリズムを扱う研究機関。
 - (h) 国及び地方の人権資源・研修センター。
 - (i) NGO 及びその他の市民社会関係者。
 - (j) 国際的及び地域的な政府間組織。
51. この行動計画の実施には、上記の主体間の緊密な連携が必要とされる。
52. その他の関係者としては、情報・福祉・労働・法務・女性青少年省等の関係省庁、政府の司法及び立法機関、文化・社会・宗教・コミュニティのリーダー、青少年組織、先住民族及び少数者グループ、実業界等がある。
53. 政府は、メディア専門家及びジャーナリストが法制度を通じて保護されること、及び、意見及び表現の自由、メディア専門家及びジャーナリストの保護と安全、情報及びメディアへのアクセス、マスメディア機関内部の非差別及び多様性に関する規範が実施され、強制されることを確保する一義的な責任を負う。

III. 国内実施のプロセス

54. 人権教育の初等中等教育及び高等教育への統合、及び、教育者、公務員、法執行者及び軍隊、並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修には、国内状況、優先順位、能力及び従来の取組みに基づいて策定された包括的な戦略が必要である。加盟国は、戦略の遂行に際し、幅広い関係者と緊密に協力することが必要である。政府機構内及びそれを超えて全国的な連携が構築されれば、資源の最大限の活用を促進し、取組みの重複を避けることができるだろう。
55. 人権教育のための世界計画第 1、第 2 フェーズの行動計画で提案された戦略に沿って、行動計画との関連で行動を計画、実施、評価するための 3 つのステップが提案される。

実施のステップ

56. 国内計画の策定、実施及び評価を促進するステップを以下に示す。こうしたプロセスは、関係するすべての国内関係者（セクション II C.2 及び D.3 参照）の関与のもとで実行される必要がある。
57. ステップ 1：国内計画の第 1¹⁰、第 2 フェーズでなされた進捗に関する評価研究、及びメディア専門家及びジャーナリストの人権研修に関する国内基礎研究を行う。これらの研究を政府の調整部門が行うケース、あるいは対象分野ごとに、最も深く関与している主体が個別の研究を行うケースが考えられる。研究については、全国に広く周知させるようにする。関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 世界計画第 1、第 2 フェーズの実施の現状の分析。
- (i) セクション II.C で言及した初等中等教育、高等教育、及び、教育者、公務員、法執行者及び軍隊の研修における人権教育に関する戦略を念頭に、以下の項目に関する情報収集及び分析を行う。
- 初等中等教育及び高等教育における人権教育、及び教育者、公務員、法執行者、軍隊のための人権研修の現状。特に、世界計画の第 1、第 2 フェーズの間に行われたイニシアチブ、及びそれらの不十分な点、並びにそれらの実施を妨げる障害。
 - 関与している関係者。
 - 既存の政策及び法制度。
 - 使用された資源及びツール。
 - 第 1、第 2 フェーズから得られた教訓。

¹⁰ 第 1 フェーズについては、OHCHR/UNESCO 「初等中等教育における人権教育：政府のための自己評価ガイド」 (HR/PUB/12/8) (ニューヨーク及びジュネーブ、国際連合、2012 年) 参照。

収集・分析された情報は、進捗状況を判断するため、第 1、第 2 フェーズの間に収集された基礎データと対比することができる。

- (ii) 既存の人権教育のイニシアチブの妥当性及び有効性を査定し、良い実践例を特定する。
 - (iii) 良い実践例及び教訓を基にいかに関築するか、及び、不十分な点や障害に対処するために必要な方策について、検討する。
- (b) メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の現状の分析。
- (i) セクション II.D で言及した戦略を念頭に、以下の項目についての情報収集及び分析を行う。
 - メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修の現状。既存のイニシアチブ、及びそれらの不十分な点、それらの実施を妨げる障害を含む。
 - そのような研修に影響を与えうる歴史的及び文化的背景。
 - 既存の政策及び法制度。
 - 地方、国家、地域、国際レベルで存在する経験、資源及びツール。
 - 現在関与している関係者。メディア協会、高等教育機関、政府機関、国内の人権機関、研究機関、NGO、その他の市民社会関係者等。
 - 補足的取組み。ジャーナリズムの倫理及び紛争地域での仕事に関する研修プログラムや大学教育等。

収集・分析された情報は、国の基礎データとして使用できる。

- (ii) 良い実践例及び得られた教訓を特定する。
 - (iii) 機会と制約を見極める。
 - (iv) 利点及び教訓を基にいかに関築するか、及び機会をいかに利用するか検討するとともに、不十分な点や制約に対処するために必要な方策も検討する。
58. ステップ 2：世界計画の第 1、第 2 フェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストのための人権研修を促進する国内戦略を作成する。ステップ 1 を基に、関係者と緊密に協議し、その参加を求めつつ、取るべき関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 実施のための基本的な目標を定める。
 - (b) 行動計画を参照しつつ目標を定める。
 - (c) 最も危急なニーズ及び／又は利用可能な機会を考慮に入れて、研究成果を基に優先順位を設定する。

- (d) 効果をもたらす介入に焦点を合わせ、アドホックな活動に対して持続可能な変化を保障する方策を優先する。
 - (e) 様々な主体間の同盟及び相乗効果の構築を促す。
 - (f) 以下のものを特定する。
 - (i) インプット—利用可能な人的、財政的、時間的資源の配分。
 - (ii) 活動—任務、責任、時間枠、指標。
 - (iii) 国内戦略の調整のためのメカニズム。
 - (iv) アウトプット：法制度，行動規範，教材，研修プログラム，無差別政策等。
 - (v) 達成される成果。
59. ステップ 3：国内戦略を実施し、モニタリング及び評価を行う。関連する行動には、以下のものがある。
- (a) 関係機関及び関係者に国内戦略を普及させ、彼らと協力して計画された活動を実施する。
 - (b) 特定された指標に関して、実施をモニタリングし、進捗状況報告書を発行する。
 - (c) 実施状況を調べるため、及び活動を改善・強化する手段として、自己評価及び参加型の独立した評価の方法及びメカニズムを採用する。
 - (d) 成果の達成を確認し、周知させ、留意する。

IV. 国内調整と評価

60. 国家レベルでは、政府は、関係省庁及びその他のすべての国内主体、とりわけ国内人権機関及び市民社会組織と緊密に連携しながら、国内戦略の策定、実施、モニタリング及び評価の調整にあたる関係部局を、フォーカルポイントとして特定する必要がある。政府が、世界計画の第 1 及び／又は第 2 フェーズのもとで人権教育イニシアチブ実施の調整を担当する政府機構内部のユニットを創設又は指定している場合は、第 3 フェーズの計画策定に際して考慮に入れるべきである。まだそうしていないすべての国は又、研究のほか、関連するイニシアチブ及び良い実践例や資料、資源等の情報の収集及び普及、並びに研修指導者の研修を担う、人権教育のためのリソースセンターを特定し、支援するよう奨励される。
61. 国内フォーカルポイントは、そのほか、条約体、特別手続き、及び普遍的定期的レビューのメカニズムを含む国連の人権メカニズム、及び、その他の国際的又は地域的な政府間組織¹¹に提出する国別報告書の作成を担当する国内機関と協力し、この行動計画

¹¹ 例えば、ユネスコの特定のメカニズムが 1974 年の人権及び基本的自由に関する国際理解・協力・平和・教育に関するユネスコ勧告の実施をモニタリングしている。

に基づく人権教育の進捗状況が、それらの報告書に盛り込まれることを確保する。さらに、OHCHR と連携し、国内の進捗状況に関する情報を共有する必要がある。

62. OHCHR は 2017 年に中間評価を実施する予定であり、そのために加盟国は行動計画に基づく進捗状況の評価し、関連する情報を OHCHR に提出することになっている。第 3 フェーズが終了した時点、即ち 2020 年の初めに、各国はその行動を評価し、最終的な国別報告書を OHCHR に提出する。それらの報告書を基に、OHCHR は 2020 年の人権理事会のための最終的な報告書を作成する。

V. 国際協力と支援

63. 国際協力及び援助は、国内戦略を支援して人権教育・研修に関する国家の能力を強化するために行われるものである。ジャーナリズムは、その性質上、国境をまたぐ場合があるため、こうした協力及び援助は、地域及び国際レベルで実施される取組みに対して行われる場合もある。
64. 国連の人権メカニズムは、それぞれの権限の範囲内で、行動計画に基づく国内の人権教育の取組みを支援すると思われる。国連の条約体が、締約国の報告書を吟味する際に、条約の人権教育に関連する規定の実施についてレビューし、助言することもあるだろう。人権理事会のテーマ別・国別の手続きにおいても、それぞれの権限の範囲内で、人権教育の進捗状況についてレビューし、助言する可能性がある。普遍的定期的レビューのメカニズムの中で、国内の人権教育の取組みについても、定期的にレビューされる可能性がある。
65. 国際協力及び援助は、以下によって提供される。
- (a) 特別機関及び国連大学を含む国連システム。
 - (b) 社会福祉、医療・健康サービス、薬物及び人身取引防止、難民・移住及び国境管理、紛争防止及び平和構築、刑事手続き等に関与する国連関連の専門研修機関。
 - (c) 国連平和大学。
 - (d) その他の国際的政府間機関。
 - (e) 地域的政府間組織。
 - (f) 関連する国際的及び地域的な専門職ネットワーク、専門職協会、労働組合。
 - (g) 高等教育機関の国際的・地域的ネットワーク。
 - (h) 国際的及び地域的 NGO。
 - (i) 国際的及び地域的な人権リソース・文書センター。
 - (j) 国際的及び地域的金融機関、及び二国間資金援助機関。

(k) 多国間及び二国間開発機関。

66. 行動計画の実施において、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するために、これらの関係者が緊密に協力することが不可欠である。

67. 上記の組織及び機関は、以下のことを行う。

(a) 国内戦略の作成、実施及びモニタリングにおいて政府を支援する。

(b) その他の国内関係者、とりわけ全国的な及び地方の NGO、専門職協会、高等教育機関、国内人権機関及びその他の市民社会組織に対し、支援を提供する。

(c) 良い実践例、利用可能な教材、関係機関、及びプログラムに関する情報について、例えば、良い実践例の場合はデータベースや賞の授与を通じて、特定、収集し、普及させることで、あらゆるレベルでの情報共有を促進する。

(d) 人権教育・研修関係者の既存のネットワークを支援し、あらゆるレベルにおける新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 効果的な人権研修、とりわけ教育者及び指導者のための人権研修、及び良い実践例に基づく関連教材の作成を支援する。